

改正後

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条―第五条）

第二節 申請等（第六条―第八条）

第三節 基準器検査の合格条件（第九条―第十八条）

第四節 基準器検査証印（第十九条―第二十二条）

第五節 雑則（第二十三条―第二十八条の二）

第二章 長さ基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 基準巻尺（第二十九条―第三十四条）

第二款 タクシメーター装置検査用基準器（第三十五条―第三十八条）

第二節 基準器公差（第三十九条）

第三節 検査方法

第一款 基準巻尺（第四十条―第四十四条）

第二款 タクシメーター装置検査用基準器（第四十五条―第四十七条）

第三章 質量基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 通則（第四十八条―第六十六条）

第二款 基準天びん等（第六十七条―第七十五条）

第三款 基準台手動はかり（第七十六条―第八十二条）

第四款 基準分銅（第八十三条―第九十条）

第二節 基準器公差（第九十一条）

改正前

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条―第五条）

第二節 申請等（第六条―第八条）

第三節 基準器検査の合格条件（第九条―第十八条）

第四節 基準器検査証印（第十九条―第二十二条）

第五節 雑則（第二十三条―第二十八条の二）

第二章 長さ基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 基準巻尺（第二十九条―第三十四条）

第二款 タクシメーター装置検査用基準器（第三十五条―第三十八条）

第二節 基準器公差（第三十九条）

第三節 検査方法

第一款 基準巻尺（第四十条―第四十四条）

第二款 タクシメーター装置検査用基準器（第四十五条―第四十七条）

第三章 質量基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 通則（第四十八条―第六十六条）

第二款 基準天びん等（第六十七条―第七十五条）

第三款 基準台手動はかり（第七十六条―第八十二条）

第四款 基準分銅（第八十三条―第九十条）

第二節 基準器公差（第九十一条）

第三節 検査方法

第一款 通則(第九十二条―第九十八条)

第二款 基準天びん(第九十九条―第一百二条)

第三款 基準台手動はかり(第一百三十三条―第九九条)

第四款 基準分銅(第一百十条)

第四章 温度基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 通則(第一百十一条―第一百十六条)

第二款 基準ガラス製温度計(第一百七十七条―第一百三十条)

第二節 基準器公差(第一百三十一条―第一百三十三条)

第三節 検査方法(第一百三十四条―第一百四十七条)

第五章 面積基準器

第一節 構造に係る技術上の基準(第一百四十八条―第一百五

条)

第二節 基準器公差(第一百五十一条)

第三節 検査方法(第一百五十二条―第一百五十四条)

第六章 体積基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 基準フラスコ等(第一百五十五条―第一百六十二条)

第二款 基準ガスメーター(第一百六十三条―第一百八十二条)

第三款 基準水道メーター(第一百八十三条―第一百九十一条)

第四款 基準燃料油メーター(第一百九十二条―第二百二条)

第五款 基準タンク(第二百三条―第二百十五条)

第六款 基準体積管(第二百十六条―第二百二十六条)

第三節 検査方法

第一款 通則(第九十二条―第九十八条)

第二款 基準天びん(第九十九条―第一百二条)

第三款 基準台手動はかり(第一百三十三条―第九九条)

第四款 基準分銅(第一百十条)

第四章 温度基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 通則(第一百十一条―第一百十六条)

第二款 基準ガラス製温度計(第一百七十七条―第一百二十六条)

第二節 基準器公差(第一百三十一条―第一百三十三条)

第三節 検査方法(第一百三十四条―第一百四十七条)

第五章 面積基準器

第一節 構造に係る技術上の基準(第一百四十八条―第一百五

条)

第二節 基準器公差(第一百五十一条)

第三節 検査方法(第一百五十二条―第一百五十四条)

第六章 体積基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 基準フラスコ等(第一百五十五条―第一百六十二条)

第二款 基準ガスメーター(第一百六十三条―第一百八十二条)

第三款 基準水道メーター(第一百八十三条―第一百九十一条)

第四款 基準燃料油メーター(第一百九十二条―第二百二条)

第五款 基準タンク(第二百三条―第二百十五条)

第六款 基準体積管(第二百十六条―第二百二十六条)

第二節 基準器公差（第二百二十七条）

第三節 検査方法

第一款 基準フラスコ等（第二百二十八条―第二百三十三  
条）

第二款 基準ガスメーター（第二百三十四条―第二百四十  
二条）

第三款 基準水道メーター（第二百四十三条―第二百四十  
七条）

第四款 基準燃料油メーター（第二百四十八条―第二百五  
十三条）

第五款 基準タンク（第二百五十四条―第二百五十七条）

第六款 基準体積管（第二百五十八条―第二百六十一条）

第七章 密度基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 通則（第二百六十二条―第二百七十一条）

第二款 基準密度浮ひよう（第二百七十二条・第二百七十  
三条）

第三款 液化石油ガス用基準浮ひよう型密度計（第二百七  
十四条―第二百七十八条）

第二節 基準器公差（第二百七十九条・第二百八十条）

第三節 検査方法（第二百八十一条―第二百八十七条）

第八章 圧力基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 基準液柱型圧力計（第二百八十八条―第二百九十  
六条）

第二款 基準重錘型圧力計（第二百九十七条―第二百九条

第三款 血圧計用基準圧力計（第二百九条の二・第二百九

第二節 基準器公差（第二百二十七条）

第三節 検査方法

第一款 基準フラスコ等（第二百二十八条―第二百三十三  
条）

第二款 基準ガスメーター（第二百三十四条―第二百四十  
二条）

第三款 基準水道メーター（第二百四十三条―第二百四十  
七条）

第四款 基準燃料油メーター（第二百四十八条―第二百五  
十三条）

第五款 基準タンク（第二百五十四条―第二百五十七条）

第六款 基準体積管（第二百五十八条―第二百六十一条）

第七章 密度基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 通則（第二百六十二条―第二百七十一条）

第二款 基準密度浮ひよう（第二百七十二条・第二百七十  
三条）

第三款 液化石油ガス用基準浮ひよう型密度計（第二百七  
十四条―第二百七十八条）

第二節 基準器公差（第二百七十九条・第二百八十条）

第三節 検査方法（第二百八十一条―第二百八十七条）

第八章 圧力基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 基準液柱型圧力計（第二百八十八条―第二百九十  
六条）

第二款 基準重錘型圧力計（第二百九十七条―第二百九条

第三款 〔新設〕

条の三)

第二節 基準器公差(第三百十条—第三百十一条の二)

第三節 検査方法

第一款 通則(第三百十二条)

第二款 基準液柱型圧力計(第三百十三条・第三百十四条)

第三款 基準重錘型圧力計(第三百十五条—第三百十七条)

第四款 血圧計用基準圧力計(第三百十七条の二・第三百十七條の三)

第九章 削除

第十章 電気基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 基準電流計等(第三百三十条—第三百三十五条)

第二款 基準電圧発生器(第三百三十六条—第三百三十八條)

第三款 基準抵抗器(第三百三十九条—第三百四十三条)

第四款 基準電力量計(第三百四十四条—第三百五十一条)

第二節 基準器公差(第三百五十二条)

第三節 検査方法

第一款 基準電流計等(第三百五十三条—第三百五十九条)

第二款 基準電圧発生器(第三百六十条—第三百六十二条)

第三款 基準抵抗器(第三百六十三条—第三百六十六条)

第四款 基準電力量計(第三百六十七条—第三百七十五条)

第二節 基準器公差(第三百十条・第三百十一条)

第三節 検査方法

第一款 通則(第三百十二条)

第二款 基準液柱型圧力計(第三百十三条・第三百十四条)

第三款 基準重錘型圧力計(第三百十五条—第三百十七条)

〔新設〕

第九章 削除

第十章 電気基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 基準電流計等(第三百三十条—第三百三十五条)

第二款 基準電圧発生器(第三百三十六条—第三百三十八條)

第三款 基準抵抗器(第三百三十九条—第三百四十三条)

第四款 基準電力量計(第三百四十四条—第三百五十一条)

第二節 基準器公差(第三百五十二条)

第三節 検査方法

第一款 基準電流計等(第三百五十三条—第三百五十九条)

第二款 基準電圧発生器(第三百六十条—第三百六十二条)

第三款 基準抵抗器(第三百六十三条—第三百六十六条)

第四款 基準電力量計(第三百六十七条—第三百七十五条)

	第十一章	照度基準器
	第一節	構造に係る技術上の基準（第三百七十六条―第三百七十八条）
	第二節	基準器公差（第三百七十九条）
	第三節	検査方法（第三百八十条）
	第十二章	騒音基準器
	第一節	構造に係る技術上の基準（第三百八十一条―第三百八十三条）
	第二節	基準器公差（第三百八十四条）
	第三節	検査方法（第三百八十五条―第三百八十八条）
	第十三章	振動基準器
	第一節	構造に係る技術上の基準（第三百八十九条―第三百九十二条）
	第二節	基準器公差（第三百九十三条）
	第三節	検査方法（第三百九十四条・第三百九十五条）
	第十四章	濃度基準器
	第一節	構造に係る技術上の基準（第三百九十六条―第四百六条）
	第二節	基準器公差（第四百七条・第四百八条）
	第三節	検査方法（第四百九条―第四百十四条）
	第十五章	比重基準器
	第一節	構造に係る技術上の基準
	第一款	通則（第四百十五条―第四百二十四条）
	第二款	基準比重浮ひよう（第四百二十五条）
	第三款	基準重ボーメ度浮ひよう（第四百二十六条）
	第二節	基準器公差（第四百二十七条・第四百二十八条）
	第三節	検査方法（第四百二十九条―第四百三十四条）
附則		

	第十一章	照度基準器
	第一節	構造に係る技術上の基準（第三百七十六条―第三百七十八条）
	第二節	基準器公差（第三百七十九条）
	第三節	検査方法（第三百八十条）
	第十二章	騒音基準器
	第一節	構造に係る技術上の基準（第三百八十一条―第三百八十三条）
	第二節	基準器公差（第三百八十四条）
	第三節	検査方法（第三百八十五条―第三百八十八条）
	第十三章	振動基準器
	第一節	構造に係る技術上の基準（第三百八十九条―第三百九十二条）
	第二節	基準器公差（第三百九十三条）
	第三節	検査方法（第三百九十四条・第三百九十五条）
	第十四章	濃度基準器
	第一節	構造に係る技術上の基準（第三百九十六条―第四百六条）
	第二節	基準器公差（第四百七条・第四百八条）
	第三節	検査方法（第四百九条―第四百十四条）
	第十五章	比重基準器
	第一節	構造に係る技術上の基準
	第一款	通則（第四百十五条―第四百二十四条）
	第二款	基準比重浮ひよう（第四百二十五条）
	第三款	基準重ボーメ度浮ひよう（第四百二十六条）
	第二節	基準器公差（第四百二十七条・第四百二十八条）
	第三節	検査方法（第四百二十九条―第四百三十四条）
附則		

(基準器の種類)

第四条 基準器の種類は、次のとおりとする。

一〇六 [略]

七 圧力基準器

イ・ロ [略]

ハ 血圧計用基準圧力計

八〇十四 [略]

(基準器検査証印を付する部分)

第二十条 基準器検査証印を付する基準器の部分は、次のとおりとする。

一〇六 [略]

七 圧力基準器については、次の部分

イ・ロ [略]

ハ 血圧計用基準圧力計については、本体の見やすい箇所

八〇十四 [略]

二〇三 [略]

(基準器検査証印の有効期間)

第二十一条 法第四百四条第二項の経済産業省令で定める基準器検査証印の有効期間は、次の表の上欄に掲げる基準器の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

一〇六 [略]	基準器の種類	[略]	有効期間
---------	--------	-----	------

(基準器の種類)

第四条 基準器の種類は、次のとおりとする。

一〇七 [略]

七 圧力基準器

イ・ロ [略]

ハ [新設]

八〇十四 [略]

(基準器検査証印を付する部分)

第二十条 基準器検査証印を付する基準器の部分は、次のとおりとする。

一〇六 [略]

七 圧力基準器については、次の部分

イ・ロ [略]

ハ [新設]

八〇十四 [略]

二〇三 [略]

(基準器検査証印の有効期間)

第二十一条 法第四百四条第二項の経済産業省令で定める基準器検査証印の有効期間は、次の表の上欄に掲げる基準器の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

一〇六 [略]	基準器の種類	[略]	有効期間
---------	--------	-----	------

七 圧力基準器 イ 基準液柱型圧力計及び基準重錘型圧力計 ロ 血圧計用基準圧力計	「削る」 四年
八〇十二 「略」	「略」

第二百七十一条の二 密度基準器のけい部に生じる検査液のメニスカスの形が、密度基準器を検査液中の平衡位置から静かに上に移動させたときに、変化してはならない。

第二百七十八条 液化石油ガス用基準浮ひよう型密度計の胴部に封入されている温度計は、次の各号に掲げる事項に適合するものでなければならぬ。

- 一 零度から四十度までの範囲の温度を表す目盛線が付されたものであること。
  - 二 目量が一度以下のものであること。
  - 三 器差が〇・五度を超えないものであること。
  - 四 毛細管の内壁が著しく汚れ、毛細管の補球部に示度に影響を及ぼす程度の量の感温液が付着し、又は毛細管内に水分、空気及びびちり等を含んでいること等のため、温度を計るときに、感温液の液切れ又は誤差を生じないものであること。
- 「削る」

第二百八十五条 「略」

七 圧力基準器 「新設」	「新設」 四年
八〇十二 「略」	「略」

「新設」

第二百七十八条 液化石油ガス用基準浮ひよう型密度計の胴部に封入されている温度計は、零度から四十度までの範囲の温度を表す目盛線が付されたものであつて、かつ、目量が一度以下のものでなければならぬ。

- 「新設」
- 「新設」
- 「新設」
- 「新設」

2 前項の温度計は、器差が〇・五度を超えるものであつてはならない。

第二百八十五条 「略」

2

密度基準器の器差の検査において、当該密度基準器の検査を行う目盛線の表す密度と同一の密度の検査液を使用することができないときは、次の各号に定める式により器差を算出する。

- 一 検査液の密度以下の密度を表す目盛線の器差を算出する場合

$$\text{器差} = R - \frac{W_1 \left[ 1 - \frac{\rho}{\sigma} \right] + \frac{\pi D}{9.8} T'}{\left( W_1 + P \right) \left[ 1 - \frac{\rho}{\sigma} \right] + \frac{\pi D}{9.8} T}$$

$$\frac{(\delta - \rho) + \rho}{1 + 0.000025(t - 15)}$$

Rは、検査を行う目盛線の表す密度（キログラム毎立方メートル）

W<sub>1</sub>は、検査を行う密度基準器の重さに釣り合う特定標準器等の質量（キログラム）

Pは、検査を行う密度基準器に巻き付けたおもりを針金で特定標準器等に釣り、検査液中に沈ませたときの重さに釣り合う特定標準器等の質量（キログラム）

Dは、密度基準器の検査を行う目盛線がある箇所におけるけい部の直径（メートル）

Tは、検査液の表面張力（ニュートン毎メートル）

T'は、液体の表面張力（ニュートン毎メートル）

tは、検査液の温度

δは、温度tのときの検査液の密度（キログラム毎立方メ

2

密度基準器の器差の検査において、当該密度基準器の検査を行う目盛線の表す密度と同一の密度の検査液を使用することができないときは、次の各号に定める式により器差を算出する。

- 一 キログラム毎立方メートル以下の密度を表す目盛線の器差を算出する場合

$$\text{器差} = R - \frac{W_1 \left[ 1 - \frac{\rho}{\sigma} \right] + \frac{\pi D}{9.8} T'}{\left( W_1 + P \right) \left[ 1 - \frac{\rho}{\sigma} \right] + \frac{\pi D}{9.8} T}$$

$$\frac{(\delta - \sigma) + \rho}{1 + 0.000025(t - 15)}$$

Rは、検査を行う目盛線の表す密度（キログラム毎立方メートル）

W<sub>1</sub>は、検査を行う密度基準器の重さに釣り合う特定標準器等の質量（キログラム）

Pは、検査を行う密度基準器に巻き付けたおもりを針金で特定標準器等に釣り、水中に沈ませたときの重さに釣り合う特定標準器等の質量（キログラム）

Dは、密度基準器の検査を行う目盛線がある箇所におけるけい部の直径（メートル）

Tは、水の表面張力（ニュートン毎メートル）

T'は、液体の表面張力（ニュートン毎メートル）

tは、水の温度

δは、温度tのときの水の密度（キログラム毎立方メートル）

- ートル)  
 ρは、検査を行うときの空気の密度（キログラム毎立方メートル）  
 σは、特定標準器等の密度（キログラム毎立方メートル）  
 二 検査液の密度を超える密度を表す目盛線の器差を算出する場合

$$\text{器差} = R - \left[ \frac{(W_0 - \omega) \left[ 1 - \frac{\rho}{\sigma} \right] + \frac{\pi D}{9.8} T}{(W_0 - W) \left[ 1 - \frac{\rho}{\sigma} \right] + \frac{\pi D}{9.8} T} \right]$$

$$(\bar{\sigma} - \rho) + \rho \{ 1 + 0.000025(t - 15) \}$$

W<sub>0</sub>は、密度ρの空气中で、質量ωの針金でつった密度基準器の重さに釣り合う特定標準器等の質量（キログラム）  
 Wは、質量ωの針金で密度基準器を検査液につり、ちょうどその示度がRを示すようにしたときに釣り合う特定標準器等の質量（キログラム）

第二百八十六条 密度基準器の器差の検査に使用する検査液は、検査を行う密度に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

検査を行う密度	検査液
[略]	[略]

- ートル)  
 ρは、検査を行うときの空気の密度（キログラム毎立方メートル）  
 σは、特定標準器等の密度（キログラム毎立方メートル）  
 二 千キログラム毎立方メートルを超える密度を表す目盛線の器差を算出する場合

$$\text{器差} = R - \left[ \frac{(W_0 - \omega) \left[ 1 - \frac{\rho}{\sigma} \right] + \frac{\pi D}{9.8} T}{(W_0 - W) \left[ 1 - \frac{\rho}{\sigma} \right] + \frac{\pi D}{9.8} T} \right]$$

$$(\bar{\sigma} - \rho) + \rho \{ 1 + 0.000025(t - 15) \}$$

W<sub>0</sub>は、密度ρの空气中で、質量ωの針金でつった密度基準器の重さに釣り合う特定標準器等の質量（キログラム）  
 Wは、質量ωの針金で密度基準器を水中につり、ちょうどその示度がRを示すようにしたときに釣り合う特定標準器等の質量（キログラム）

第二百八十六条 密度基準器の器差の検査に使用する検査液は、検査を行う密度に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

検査を行う密度	検査液
六百五十キログラム毎立方メートルから七百キログラム毎立方メートル	石油エーテル、エチルエーテル、ベンジン又

千六百キログラム毎立方メートル以上	よう化第二水銀とよう化カリウムとの混合液
-------------------	----------------------

第八章 圧力基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第三款 血圧計用基準圧力計

(表記)

第三百九条の二 血圧計用基準圧力計の表記事項は、日本工業規格T一一一五(二〇一八) 附属書による。

(機構及び作用)

第三百九条の三 血圧計用基準圧力計の機構及び作用は、日本工業規格T一一一五(二〇一八) 附属書による。

第二節 基準器公差

(血圧計用基準圧力計の基準器公差)

第三百十一条の二 血圧計用基準圧力計の基準器公差は、日本工業規格T一一一五(二〇一八) 附属書による。

第三節 検査方法

まで	はこれらの混合液
千六百キログラム毎立方メートル以上	硝酸第二水銀と硝酸との混合液

第八章 圧力基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

[新設]

[新設]

[新設]

第二節 基準器公差

[新設]

第三節 検査方法

(検査の条件)

第三百十二条 圧力基準器(血圧計用基準圧力計を除く。)の検査は、当該圧力基準器を水平に設置した後に、常温で行う。

2 血圧計用基準圧力計の検査の条件は、日本工業規格T111-1五(11018) 附属書による。

第四款 血圧計用基準圧力計

(機構及び作用の検査)

第三百十七条の二 血圧計用基準圧力計の機構及び作用の検査は、日本工業規格T111-1五(11018) 附属書による。

(器差の検査)

第三百十七条の三 血圧計用基準圧力計の器差の検査は、日本工業規格T111-1五(11018) 附属書による。

第四百六条の二 濃度基準器のけい部に生じる検査液のメニスカスの形が、濃度基準器を検査液中の平衡位置から静かに上下に移動させたときに、変化してはならない。

第四百二十四条の二 比重基準器のけい部に生じる検査液のメニスカスの形が、比重基準器を検査液中の平衡位置から静かに上下に移動させたときに、変化してはならない。

第四百三十二条 「略」

2 比重基準器の器差の検査において、当該比重基準器の検査を行う目盛線の表す比重等と同一の比重等の検査液を使用することができないときは、次の各号に定める式により器差を算出す

(検査の条件)

第三百十二条 圧力基準器の検査は、当該圧力基準器を水平に設置した後に、常温で行う。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第四百三十二条 「略」

2 比重基準器の器差の検査において、当該比重基準器の検査を行う目盛線の表す比重等と同一の比重等の検査液を使用することができないときは、次の各号に定める式により器差を算出す

る。  
 一 検査液の比重以下の比重を表す目盛線の器差を算出する場合

$$\text{器差} = S - \left[ \frac{W_1 \left[ 1 - \frac{\rho}{\sigma} \right] + \frac{\pi D}{9.8} T'}{(W_1 + P) \left[ 1 - \frac{\rho}{\sigma} \right] + \frac{\pi D}{9.8} T'} \right] \sqrt{999.972} \\
 (\underline{\sigma - \rho} + \rho \{1 + 0.000025(t - 15)\})$$

S は、検査を行う目盛線の表す比重  
 W<sub>1</sub> は、検査を行う比重基準器の重さに釣り合う特定標準器等の質量（キログラム）  
 P は、検査を行う比重基準器に巻き付けたおもりを針金で特定標準器等につり、検査液中に沈ませたときの重さに釣り合う特定標準器等の質量（キログラム）  
 D は、比重基準器の検査をする目盛線がある箇所におけるけい部の直径（メートル）  
 T は、検査液の表面張力（ニュートン毎メートル）  
 T' は、液体の表面張力（ニュートン毎メートル）  
 t は、検査液の温度  
 δ は、温度 t のときの検査液の密度（キログラム毎立方メートル）  
 ρ は、検査を行うときの空気の密度（キログラム毎立方メートル）

る。  
 一 以下の比重を表す目盛線の器差を算出する場合

$$\text{器差} = S - \left[ \frac{W_1 \left[ 1 - \frac{\rho}{\sigma} \right] + \frac{\pi D}{9.8} T'}{(W_1 + P) \left[ 1 - \frac{\rho}{\sigma} \right] + \frac{\pi D}{9.8} T'} \right] \sqrt{999.972} \\
 (\underline{\sigma - \sigma} + \rho \{1 + 0.000025(t - 15)\})$$

S は、検査を行う目盛線の表す比重  
 W<sub>1</sub> は、検査を行う比重基準器の重さに釣り合う特定標準器等の質量（キログラム）  
 P は、検査を行う比重基準器に巻き付けたおもりを針金で特定標準器等につり、水中に沈ませたときの重さに釣り合う特定標準器等の質量（キログラム）  
 D は、比重基準器の検査をする目盛線がある箇所におけるけい部の直径（メートル）  
 T は、水の表面張力（ニュートン毎メートル）  
 T' は、液体の表面張力（ニュートン毎メートル）  
 t は、水の温度  
 δ は、温度 t のときの水の密度（キログラム毎立方メートル）  
 ρ は、検査を行うときの空気の密度（キログラム毎立方メートル）

- σは、特定標準器等の密度（キログラム毎立方メートル）  
 二 検査液の比重を超える比重を表す目盛線の器差を算出する場合

$$\begin{aligned} \text{器差} &= S - \left[ \frac{(W_0 - \omega) \left[ 1 - \frac{\rho}{\sigma} \right] + \frac{\pi D}{9.8} T'}{(W_0 - W) \left[ 1 - \frac{\rho}{\sigma} \right] + \frac{\pi D}{9.8} T} \right] \\ &= \frac{(S - \rho) + \rho \{1 + 0.000025(t - 15)\}}{999.972} \end{aligned}$$

- W<sub>0</sub>は、密度ρの空气中で、質量ωの針金でつった比重基準器の重さに釣り合う特定標準器等の質量（キログラム）  
 Wは、質量ωの針金で比重基準器を検査液中につり、ちょうどその示度がSを示すようにしたときに釣り合う特定標準器等の質量（キログラム）  
 三 重ポーム度を表す目盛線の器差を算出する場合

$$\begin{aligned} \text{器差} &= B_n - \left[ \frac{144.3 - \left[ \frac{(W_0 - \omega) \left[ 1 - \frac{\rho}{\sigma} \right] + \frac{\pi D}{9.8} T'}{(W_0 - W) \left[ 1 - \frac{\rho}{\sigma} \right] + \frac{\pi D}{9.8} T} \right]}{144.3} \right] \end{aligned}$$

- σは、特定標準器等の密度（キログラム毎立方メートル）  
 二 一を超える比重を表す目盛線の器差を算出する場合

$$\begin{aligned} \text{器差} &= S - \left[ \frac{(W_0 - \omega) \left[ 1 - \frac{\rho}{\sigma} \right] + \frac{\pi D}{9.8} T'}{(W_0 - W) \left[ 1 - \frac{\rho}{\sigma} \right] + \frac{\pi D}{9.8} T} \right] \\ &= \frac{(S - \sigma) + \rho \{1 + 0.000025(t - 15)\}}{999.972} \end{aligned}$$

- W<sub>0</sub>は、密度ρの空气中で、質量ωの針金でつった比重基準器の重さに釣り合う特定標準器等の質量（キログラム）  
 Wは、質量ωの針金で比重基準器を水中につり、ちょうどその示度がSを示すようにしたときに釣り合う特定標準器等の質量（キログラム）  
 三 重ポーム度を表す目盛線の器差を算出する場合

$$\begin{aligned} \text{器差} &= B_n - \left[ \frac{144.3 - \left[ \frac{(W_0 - \omega) \left[ 1 - \frac{\rho}{\sigma} \right] + \frac{\pi D}{9.8} T'}{(W_0 - W) \left[ 1 - \frac{\rho}{\sigma} \right] + \frac{\pi D}{9.8} T} \right]}{144.3} \right] \end{aligned}$$

$$\frac{(\bar{\rho} - \rho) + \rho}{(1 + 0.000025(t - 15))} \sqrt{999.972}$$

$B_h$ は、検査を行う目盛線の表す重ポーム度

第四百三十三条 基準比重浮ひよりの器差の検査に使用する検査液は、検査を行う比重に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

検査を行う比重	検査液
一・六以上	よう化第二水銀とよう化カリウムとの混合液
[略]	[略]

2 基準重ポーム度浮ひよりの器差の検査に使用する検査液は、検査を行う重ポーム度に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

検査を行う重ポーム度	検査液
[略]	[略]

$$\frac{(\bar{\sigma} - \sigma) + \rho}{(1 + 0.000025(t - 15))} \sqrt{999.972}$$

$B_h$ は、検査を行う目盛線の表す重ポーム度

第四百三十三条 基準比重浮ひよりの器差の検査に使用する検査液は、検査を行う比重に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

検査を行う比重	検査液
一・六以上	硝酸第二水銀と硝酸との混合液
[略]	[略]

2 基準重ポーム度浮ひよりの器差の検査に使用する検査液は、検査を行う重ポーム度に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

検査を行う重ポーム度	検査液
[略]	[略]



備考 表中の「」の記載は注記である。

基準重ポーム度浮ひよう	基準比重浮ひよう	濃度基準器	液化石油ガス用浮ひよう型密度計	基準密度浮ひよう	熱量基準器	血圧計用基準圧力計	基準重錘型圧力計	基準液柱型圧力計	基準体積管	基準タンク	ー及び基準燃料油メーター
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	任意の三箇所以内の表 す量	[略]	[略]	[略]	[略]	

基準重ポーム度浮ひよう	基準比重浮ひよう	濃度基準器	液化石油ガス用浮ひよう型密度計	基準密度浮ひよう	熱量基準器	「新設」	基準重錘型圧力計	基準液柱型圧力計	基準体積管	基準タンク	ー及び基準燃料油メーター
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	「新設」	[略]	[略]	[略]	[略]	